第三条第二項の表中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　意匠法第十五条第一項において準用する特許法第四十三条の二第一項（意匠法第十五条第一項において準用する特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）又は意匠法第四十四条の二第一項の規定により手続をする者（その責めに帰することができない理由によりこれらの規定による手続をすることとなつた者を除く。）	一件につき二万四千五百円

第三条第三項中「同表第六号」を「同表第九号」に改める。

第三条の二第一項中「第六十八条の三十第一項第一号」を「第六十八条の三十第一項」に、「同号の一万五千円」を「同項の四万七千九百円」に、「八千六百円」を「四万千五百円」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第六十八条の三十第五項」を「第六十八条の三十第二項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四条第二項の表中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　商標法第二十一条第一項、第四十一条の三第一項、第六十五条の三第三項又は附則第三条第三項の規定により手続をする者（その責めに帰することができない理由によりこれらの規定による手続をすることとなつた者を除く。）	一件につき八万六千四百円

第四条第三項中「同表第八号」を「同表第九号」に改める。

附　則

この政令は、特許法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

経済産業大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　岸田　文雄